

令和7年度 「HOPPA北野けやきの里」運営規程

(事業所の名称等)

第1条 ビーフェア株式会社が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 HOPPA北野けやきの里
- (2) 所在地 東京都三鷹市北野四丁目8番25号

(受入年齢及び利用定員)

第2条 HOPPA北野けやきの里（以下「当園」という。）が受け入れる子どもの年齢は、生後57日から小学校就学前までとする。

2 当園の利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定員	6人	14人	15人	15人	15人	15人

(施設の目的及び運営の方針)

第3条 当園は、児童福祉法（以下「児福法」という。）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めるものとする。

- 2 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供するものとする。
- 3 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当園が保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

職員の職務は、児童福祉法、その他の関係法令の定めるところによるとする。但し、入所する園児数により認可基準の範囲内で変動があるものとともに、非常勤職員について常勤換算後の員数とする。

- (1) 施設長 1人
職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用する子どもを全体的に把握し、園務をつかさどる。
- (2) 常勤保育従事者 13人
保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (3) 非常勤保育従事者 1人
保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務の補佐を行う。
- (4) 看護師 1人

保健計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行うとともに、利用する子どもの健康管理を行う。

(5) 調理員（栄養士を含む） 3人

献立の作成及び給食及びおやつ等の調理を行う。

(6) 保育補助 1人

保育に従事し、保育従事者の補助、English time の実施等の業務を行う。

(7) 事務員 1人

施設長の事務業務の補佐等の業務を行う。

(8) 嘱託医 1人

利用する子どもの健康診断及び健康管理を行う。

（休園日）

第5条 日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

（保育の提供を行う時間）

第6条 当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、

18時30分から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定を受けた子どもの場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、

7時30分から8時30分までと16時30分から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

（提供する保育等の内容）

第7条 当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとする。

特定教育・保育及び時間外保育の提供

前2条に規定する日及び時間において、法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び同第59条第2号に規定する時間外保育を提供する。

（保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額）

第8条 当園から特定教育・保育を受けた支給認定子どもの保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額を支払うものとする。

2 当園は、前項に掲げる利用者負担額のほか、特定教育・保育等において提供される便宜に要する費用等のうち、別表-1に掲げる費用の支払を受けるものとする。

（利用の開始に関する事項）

第9条 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園の利用は、次の場合に終了するものとする。

- (1) 利用する子どもが小学校に就学するとき。
- (2) 利用する子どもの保護者が児童法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。
- (4) 保護者からの申出があったとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合は、速やかに当該子どもの保護者及び三鷹市に連絡するとともに、当該子どものかかりつけの医療機関その他の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 当園は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、三鷹市へ連絡を行うとともに、その分析を行い、改善策を講じるものとする。
- 3 当園は、特定教育・保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 当園は、日頃から消防計画や防災危機管理マニュアル等を作成し、消火器等の消防用具の設置や非常口その他の必要な設備を設けるとともに、避難・備蓄用品等を備え、毎月1回以上の避難・消火訓練を実施し、非常災害時の伝言方法・避難場所等を明確にしておくものとする。

(虐待等の防止のための措置)

第13条 当園は、利用する子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第14条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 日々の特定教育・保育の提供の記録
- (2) 特定教育・保育の提供にあたっての計画
- (3) 特定教育・保育の受給に係る保護者の偽りその他不正な行為の三鷹市への通知に係る記録
- (4) 利用する子どもの保護者等からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(苦情対応の体制)

第15条 保護者からの要望・苦情、地域住民からの苦情については下記の体制にて迅速に解決を図り、再発防止に努めるものとする。

- (1) 相談・苦情受付担当者 担任

(2) 苦情対応責任者 施設長

(3) 第三者委員 練尾 明子

(その他利用にあたっての留意事項)

第16条 当園では、原則として、車での送迎は行えないものとする。

2 当園では、医師の承認がない限り、投薬は行えないものとする。

3 当園では、他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動は行えないものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。 (職員配置)

この規定は、令和5年4月1日から施行する。 (保育所の名称)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。 (定員数の変更)

この規定は、令和7年4月1日から施行する。 (職員配置)

別表-1

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
延長保育料	延長保育に要する費用の一部を御負担いただくもの	別表-2に定める
給食費（3歳以上）	主食・副食費用として	月額 6,000円

別表-2

特別保育区分	時間帯	時間認定	特別保育利用料
月極延長保育	午後 6：30 ～午後 7：30	標準時間認定	月額 6000円
一時延長保育	午後 6：30 ～午後 7：30	標準時間認定	15分あたり 350円
	午後 4：30 ～午後 7：30	短時間認定	15分あたり 350円
	午前 7：30 ～午前 8：30	短時間認定	15分あたり 350円